

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 2022年度診療報酬改定 重症患者初期支援充実加算

作成：日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠  
 監修：日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広  
 日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
 日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

参考資料：2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）別表第一 医科点数表」  
 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）別添1 医科点数表」  
 2022年3月4日 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（告示）」  
 2022年3月4日 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）」  
 2022年度診療報酬 疑義解釈（その1～その28）

### 凡例

通知等

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20221215-2020

本資料は、2022年12月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

## 救急・集中治療領域における重症患者家族の支援の実態

### 重症患者の家族



重症患者  
家族

- ・説明を受けるまで状況が分からない
- ・説明された内容、用語が難しい
- ・理解、納得が不十分なまま、生死にかかわる治療の代理意思決定を求められる

苦痛や不安の中、意思決定する心理的負担感

### 治療を行う医師等



治療する  
医師等

- ・患者の処置・治療で時間に追われている
- ・患者家族の心理状態や理解度に合わせた説明を専門としていない
- ・治療方針決定において患者家族の代理意思確認が必要になる場合がある

時間的制約の中、患者家族への対応が困難

患者家族へ十分な説明ができ、医師へ患者家族の意向を伝えることができる人が必要

### 治療に関与しない職員「入院時重症患者対応メディエーター」の介入



- 中医協では、治療に直接関与しない職員が、家族の意思決定を支援する役割を担うことは有効であるとの調査が紹介されました

参考資料 厚生労働省 令和4年度診療報酬改定の概要を参考に日医工にて編集

本資料は、2022年12月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

参考資料 厚生労働省 令和4年度診療報酬改定の概要を参考に日医工にて編集



入院時重症患者対応  
メディエーター



- ・あらかじめ対応してくれることで、短時間で信頼関係を構築できる
- ・不安点、コミュニケーションの問題点を抽出し、間に入って、わかりやすい言葉で理解を促進するための問いかけをしてくれる

- ・来院当初から不安な気持ちに寄り添ってくれる
- ・親身に話を聞いてくれる
- ・説明の分かり難い部分を医師に聞いてくれる



**治療に直接関与しない職員による重症患者、家族の支援体制を入院基本料等加算として評価**

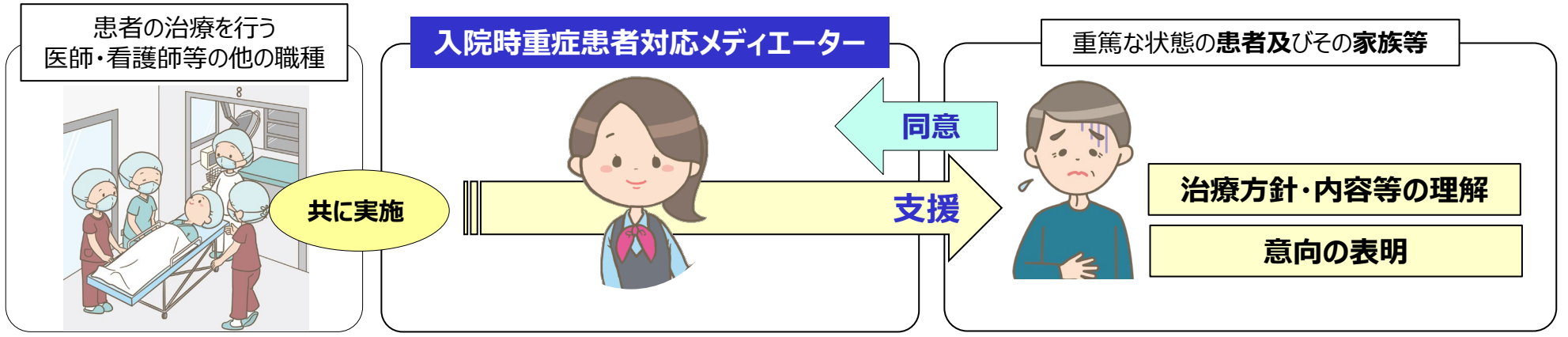
加算を算定可能な治療室	点数
【救命救急入院料】【特定集中治療室管理料】【ハイケアユニット入院医療管理料】【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】 【小児特定集中治療室管理料】【新生児特定集中治療室管理料】【総合周産期特定集中治療室管理料】【新生児治療回復室入院医療管理料】	
<b>重症患者初期支援充実加算（1日につき）入院日から3日限度</b>	<b>300点</b>



**【2022/3/31疑義解釈その1】**

- ・医療機関内に入院時重症患者対応メディエーターが配置されていればよく、必ずしも全ての治療室にそれぞれ別の担当者が配置されている必要はない
- ・（再度加算を算定可能な病室に入室した場合の起算日について）加算を算定できる病室に最初に入室した日を起算日とする

ア 患者・家族等の**同意**を得て、患者・家族等が治療方針・内容等を理解し、治療方針等に係る意向を表明することを、治療を行う医師・看護師等の他職種とともに**支援**



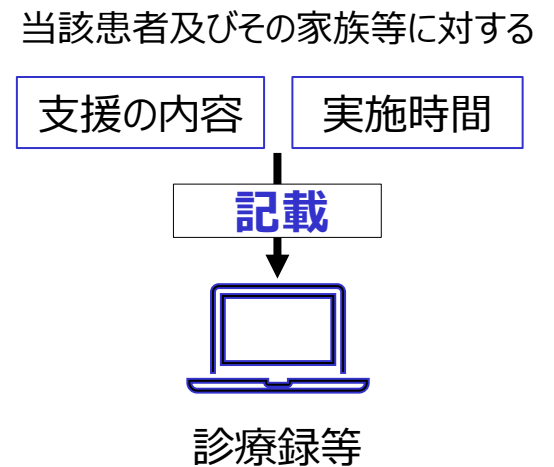
イ 支援の必要性が生じてから可能な限り**早期**に支援が開始できるよう取り組む



ウ 患者及びその家族等の心理状態に配慮した環境で支援を行う



エ 実施した支援の内容及び実施時間を診療録等に記載

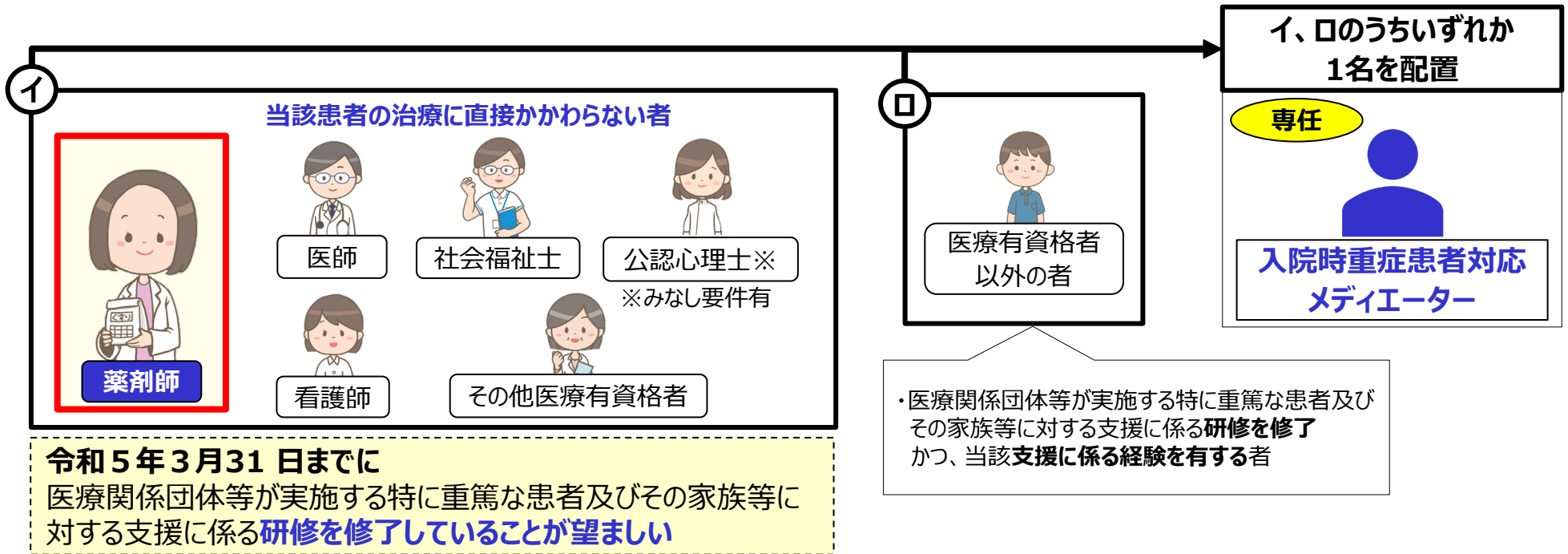


## 届出条件

患者サポート体制充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること

## 体制の整備

入院時重症患者対応メディエーターの配置



### 【2022/3/31疑義解釈その1】

- ・（満たせない場合）直ちに届出を取り下げる必要はないが、可能な限り速やかに修了することとされています
- ・研修は一般財団法人日本臨床救急医学会が実施する「入院時重症患者対応メディエーター講習会」が該当するとされています

## カンファレンスの開催

月1回程度  
カンファレンス開催

参加者

入院時重症患者  
対応メディエーター

集中治療部門職員

必要に応じて参加

当該患者の診療を担う  
医師、看護師等

支援に係る  
取り組みを評価



## マニュアルの整備

患者、家族等に対する支援に係る



- ・対応体制
- ・報告体制

- マニュアルを整備
- 職員に遵守させている



## 記録

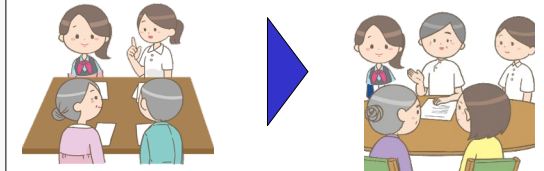


記録

- ・支援の内容
- ・その他必要な実績

## 見直し

支援体制に関する取組の  
定期的な見直し



## 活用することで差し支えない

患者サポート体制充実加算における  
カンファレンス

- ・ 週1回程度開催
- ・ 患者支援に係る取り組みの評価等を行う
- ・ 必要に応じ各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加



患者サポート体制充実加算における  
マニュアル



- ・ 患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制

## 施設基準届出様式

### 様式36の2

「氏名」「勤務時間」「職種」  
「研修受講（予定）時期」「研修名」

1 入院時重症患者対応メディエーター（医療有資格者）				
氏名	勤務時間	職種	研修受講時期 (もしくは受講 予定時期)	研修名
			年 月	

- ・研修受講の分る文書
- ・マニュアル 添付

- 重症患者・家族等に対する治療方針・内容の理解や、意思決定等への支援について、患者の治療に直接関与しない職員の介入が有効であることが示されました
- 2022年度改定では、重症患者・家族支援を行う専任の「入院時重症患者対応メディエーター」を配置し、支援体制を整備した場合の評価として「重症患者初期支援充実加算」が新設されました
- 薬剤師には、入院時重症患者対応メディエーターの対象職種のひとつとして、集中治療領域における新たな役割が期待されています
- 今後も医師のタスク・シフト／シェアが診療報酬改定の柱となることが予想され、チーム医療のメンバーとして薬剤師が求められる領域は拡大していくと推測されます



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** → メールマガジンの受信

**会員特典2** → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録



パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>